



熊本県公報

第 1 3 5 6 2 号
令和 8 年(2026 年)
8 月 18 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○都市計画事業の認可	(") 1
○令和 8 年 8 月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
登 載 依 頼	
○第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(公共事業再評価監視委員会) 2

告 示

熊本県告示第 6 0 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 3 項及び第 4 項の規定により、国土交通大臣による承認とともに、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 8 日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 1・4・6 号中九州横断道路大津熊本線
- 3 事業施行期間 令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 8 日から令和 1 3 年（2 0 3 1 年）3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県合志市大字上庄字壺ノ口、字中辻、字高見、字喜瀬ノ上、字中原、字中野、字揚土、字田久保、字境目、字豆ヶ原及び字大坪並びに大字栄字豆原、字碩本、字北受、字石本及び字中野並びに大字合生字辻久保、字辻原、字塩浸及び字小合志原並びに大字御代志字亀甲、字宅地、字天神免及び字古屋敷並びに大字野々島字沖田、字中原、字枇杷田、字野田原、字矢具原、字芝原、字駄飼場、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野並びに同県熊本市北区大鳥居町字新山、字木原野、字梅ノ木塚、字金塚及び字久保並びに明徳町字沖畑並びに改寄町字沖野地内
使用の部分 熊本県合志市大字上庄字壺ノ口、字喜瀬ノ上、字中原、字揚土、字田久保及び字豆ヶ原並びに大字栄字豆原、字碩本及び字中野並びに大字合生字辻久保、字辻原、字塩浸及び字小合志原並びに大字御代志字亀甲、字宅地及び字古屋敷並びに大字野々島字沖田、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野並びに同県熊本市北区大鳥居町字新山、字木原野及び字久保並びに明徳町字沖畑地内

熊本県告示第 6 0 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 3 項及び第 4 項の規定により、国土交通大臣による承認とともに、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、同法第 6 9 条の規定により適用される土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 3 1 条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第 7 2 条第 3 項の規定により、併せて告示する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 8 日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大津都市計画道路事業 1・4・1 号中九州横断道路大津熊本線及び熊本都市計画道路事業 1・4・6 号中九州横断道路大津熊本線
- 3 事業施行期間 令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 8 日から令和 1 5 年（2 0 3 3 年）3 月 3 1 日まで

- 4

事業地

収用の部分

熊本県菊池郡大津町大字杉水字中津、字二ノ迫、字一ノ迫、字東岩迫、字下源場及び字飛宮地内
- 使用の部分

熊本県菊池郡大津町大字杉水字東岩迫、字下源場及び字飛宮地内
- 収用の部分

熊本県合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土、字向五本松及び字坂ノ上並びに大字幾久富字下砂土原、字上請地、字中原及び字笹山並びに大字上庄字壺ノ口地内
- 使用の部分

熊本県合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字向五本松及び字坂ノ上並びに大字幾久富字下砂土原、字上請地及び字笹山地内

5

収用又は使用の手續が保留される事業地

収用の部分

熊本県菊池郡大津町大字杉水字中津、字二ノ迫、字一ノ迫、字東岩迫、字下源場及び字飛宮地内

収用の部分

熊本県合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土及び字坂ノ上並びに大字幾久富字下砂土原、字上請地、字中原及び字笹山並びに大字上庄字壺ノ口地内

熊本県告示第604号
令和8年（2026年）8月27日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
令和8年（2026年）8月18日
熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第605号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和8年（2026年）8月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）8月18日
熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字坂谷字辻 7番1地先から	前	5.8 ～ 40.5	228.2	土砂災害 対策事業 (防災)
		同所 6番1地先まで	後	5.8 ～ 40.5	228.2	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）8月18日

登 載 依 頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号
令和8年度（2026年度）第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。
なお、当該委員会の傍聴手續は、次のとおりです。
令和8年（2026年）8月18日
熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
令和8年（2026年）8月26日（水）
午前9時00分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
令和8年度（2026年度）公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手續
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、

会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。

(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）

電話 096－333－2490